

# 大学(看護学部) 設置認可申請書〈抜粋〉

## 目次

- I. 大学設置の趣旨及び必要性
  1. 近畿大学弘徳学園の沿革
  2. 近畿大学弘徳学園の設置する大学の建学の精神と大学の名称
    - (1) 大学の建学の精神
    - (2) 大学の名称と英文表記
- II. 看護学部の設置の趣旨及び設置を必要とする理由
  1. 看護学部設置の必要性について
  2. どのような看護師を養成するか
- III. 看護学部の教育理念と教育目標
  1. 教育理念
  2. 教育目標
  3. 教育課程の編成
    - (1) 教育課程の構成
  4. 教員組織の編成の考え方及び特色
  5. 教育方法
    - (1) 理論と実践の統合を図る授業科目の編成
    - (2) 実習指導体制の強化
    - (3) セメスター制の導入
    - (4) 少人数のゼミナールの実施
  6. 履修指導方法
    - (1) ガイダンスの実施
    - (2) 履修計画の作成の手引きと、履修相談について
  7. 卒業要件等
    - (1) 卒業要件
    - (2) 取得可能な資格

8. 施設設備等の整備計画
  - (1) 校地
  - (2) 校舎等施設の整備計画
  - (3) 図書等の資料及び図書館の整備計画
9. 入学者選抜の概要
  - (1) 出願資格
10. 学生確保及び卒業後の進路・就職の見通し
  - (1) 学生確保の見通し
  - (2) 卒業後の進路・就職の見通し
11. 実習科目の基本的考え方と概要
  - (1) 実習科目の基本的考え方
  - (2) 実習施設の確保と施設一覧
  - (3) 各科目の看護実習内容
  - (4) 実習の指導体制について
  - (5) 実習における倫理的配慮について
  - (6) 実習評価について
  - (7) 事故対策と事故発生時の対応について
  - (8) 災害・異常気象、交通機関の運休の対応について
12. 自己点検・評価
  - (1) 基本方針
  - (2) 実施体制・実施方法
  - (3) 評価報告書の理事長、学長への報告と措置
  - (4) 評価結果の公表
13. 情報の提供
14. 教員の資質の向上について
  - (1) 基本的な考え方
  - (2) FD委員会を中心とする具体的対応
  - (3) 看護専門教員の看護実践力強化について

## I. 大学設置の趣旨及び必要性

### 1. 近畿大学弘徳学園の沿革

学校法人近畿大学弘徳学園は、平成 16 年 4 月学校法人近畿大学から分離独立し、近畿大学豊岡短期大学、同通信教育部及び近畿大学豊岡短期大学附属幼稚園の二つの学校により発足した。

近畿大学豊岡短期大学は、昭和 42 年 4 月に近畿大学豊岡女子短期大学として、家政科の 1 学科で開設し、昭和 44 年 3 月に通信教育部を、昭和 55 年 2 月に附属幼稚園を開設した。その後、平成 6 年に現在の名称に変更するなど拡大充実を図ってきた。現在では、通学部が生活情報・福祉学科及びこども学科の 2 学科に、通信教育部は、生活情報・福祉学科、こども学科に加えて社会福祉士養成通信課程を併設するなど北兵庫唯一の高等教育機関として人材の育成、教育・研究に貢献している。

### 2. 近畿大学弘徳学園の設置する大学の建学の精神と大学の名称

#### (1) 大学の建学の精神

本学の建学の精神は、近畿大学創設者世耕弘一が説かれた「教育の目的は、人に愛され、信頼され、尊敬される人を育成することにある」とする。そして、この精神を具現するためには、人格そのものに根源的な力が備わっていなければならない。すなわち、他人の心を思いやり、社会に対する深い洞察力を身につけるとともに、自然や環境に対する優しい理解と行動を保ち、加えて正しい歴史観や世界に対して視野を体得することによって、はじめて、人に愛され、尊敬され、信頼される人格を養い得ると考えている。

この建学の精神を達成するために、本学では次の教育目標をかかげ、その実現に向け教職員一体となって尽力してきた。

- ①人間は人間だけで生きているのではなく、自然のなかで他の生命とともに、生かされているという認識及びその共生を推進するための実践力を培う。
- ②専門職業人としてもつべき基本的な倫理観及び思いやりの心を培う。

③専門的に必要な基礎的知識・技術を習得するとともに、創造性を培う。

④国際社会に適応しうる感性を育み異文化を理解しうる人を培う。

この本学の建学の精神を実現させるための教育目標である「共生の心を備えた人材」こそ、生命に対して深い畏敬の念や、一般社会人としての豊かな人間性と良識を持ち、広い世界観を持って社会に貢献する専門職の姿であると考えている。このような専門職を養成するための看護学に関する教育と学術研究の機能を備えた大学の設置を構成したものである。

本学の設置する看護学部は、この建学の精神と教育目標を具体化するための多様な教育課程を編成し、基礎的知識や技術の習得を基礎に、個々の学生の創造性、科学的問題解決能力、倫理的判断力及び国際的保健医療福祉等の総合的視野の育成を重視した看護学教育を行うことを目的としている。

## (2) 大学の名称と英文表記

大学の名称は、学校法人近畿大学弘徳学園が姫路市大塩に設置することから、設置場所と法人名称から近大姫路大学とした。

また、設置する学部は、国際的な通用性があり、教育研究上の目的にふさわしい「看護学部」とし、学科は「看護学科」とした。また、学位については「学士(看護学)」とする。

また、大学、学部、学科、学位の英訳名称については、以下の通りとする。

近大姫路大学	「University of KinDAI Himeji」
看護学部	「School of Nursing」
看護学科	「Department of Nursing」
学士(看護学)	「Bachelor of Science in Nursing」

## Ⅱ. 看護学部の設置の趣旨及び設置を必要とする理由

### 1. 看護学部設置の必要性について

(1)わが国の65歳以上の高齢者人口の割合は2020年には21.8%、ヨーロッパ社会に比して急速に超高齢社会になる見通しである。この結果、医療介護を要する高齢者はますます増加すると予測されており、例えば、認知症及び虚弱を合わせた要介護高齢者の数は2025年には520万人に達すると見込まれる。

このような人口動態に対応して、高齢者介護サービスを提供する諸施設の整備が次第に進んできており、このことがますます高齢要介護者の人権の尊重と、生活の質や自立性を高め、家族との相互援助関係の維持に直接関与する看護需要を増大させている。

(2)また、医療技術の進歩は、既にME診断機器などによる早期診断技術をはじめ、肝炎などのウイルス性疾患治療、がんの早期発見予防や治療、動脈硬化の治療、薬物投与や痛みコントロール技術等の分野まで開発が進んできている。加えて、通信・情報システムの発展は、これらの医療技術の高度化に応じて、その適用・効果・有害作用などを熟知したうえで、患者にその治療方法や効果について支援を担当する医療技術者の需要がますます増大するなかで、その中心的役割を担うものとして、看護専門職の需要は拡大の一途をたどっている。

(3)さらに、新薬開発、ハイテク検査、生物化学関連技術の発展により、感染症等の各種疾病や成人病、精神障害、そして難病等に悩む人々が、自宅で日常生活を続けながら治療を継続することが可能となった。

不安や恐れを持ちながらも人間らしく生きることができるよう、ケアを受けながら死に至るまで看取る役割が地域の医療技術職員のチームに委ねられることとなり、在宅医療のなかで訪問看護の重要性が飛躍的に増大してきている。

地域医療チームのなかで、看護師はその中核的存在として、日常的な患者の健康管理と患者の容態の変化に伴って適切な医療施設へ紹介するなど、その地域の医療関係者の相互協力や、地域における多様な保健施設とそれらの機能について熟知し、その患者のニー

ズや健康状態によって必要な医療ケアが受けられるよう配慮する能力が必要とされるなど、従来の病院などにおける看護以外の新たな看護領域が次々と拡大し、看護専門職の不足を招いている。

(4)近畿大学弘徳学園としては、21世紀の少子高齢化社会に直面し、魅力ある学園づくりには、このような看護需要の拡大の社会的要請に対応し、看護師、助産師、保健師などの看護専門職を養成することが、初代総長世耕弘一先生の説いた建学の精神に基づく有為な人材の養成の根幹をなすものと考え、看護学部の設置を構想した。

## 2. どのような看護師を養成するか

(1)本学園は、平成16年発足以来、初代上田正一理事長を中心に、「人間は一人人間だけで生きているのではなく、自然の中で他の生命とともに生かされている」という「共生の心」を備えた人材の育成こそ、高等教育機関の使命であると考え。この共生の心を“いしずえ”に人間性豊かで、かつ、生命に対して深い畏敬の念をもち、看護の基本的知識と技術を習得することにより、専門職として、自立的に患者に対応する看護師を養成する。

(2)社会が、多様で急速に変化する状況のなかで、看護職としての必要な知識と技術をもとに自ら研鑽し、自ら情報を収集し、かつ創造的、積極的に、しかも他者に依存することなく、地域で自立し生活するクライアントに医療技術者集団のリーダーとして、あるいは地域医療の中核的な存在として、また、病院や諸施設のクライアントに、自らの責任において看護ケアを行いうる能力を持った看護師を育成する。

(3)最近の医療技術の著しい発展は、看護の機能や内容を刻々と変化させている。

また、救急救命、重症患者ケア、ターミナルケアなど、高度な看護の知識や技術を要求する事例が数多く見られるようになってきている。

加えて、少子高齢化社会に対応した保健医療福祉制度の変化に対応して、看護ケアの提供は、従来の入院中のケアから、地域における、あるいは病院以外の施設におけるケアへと拡大し、その内部疾病に対するケアから、健康の維持促進、疾病予防、リハビリまで広範囲

に貢献することによって変わっている。

このように看護ケアは時代の要請に対応し、常にその能力の向上を求められており、卒業後も生涯にわたって、自らの業務の能力の向上を目指し自己研鑽を重ねることができるような能力の涵養を図るところを持った看護師を養成する。

### Ⅲ. 看護学部の教育理念と教育目標

#### 1. 教育理念

建学の精神に則り、生命を尊重し、人間の尊厳と権利に関する深い洞察力を持ちながら、人々の健康と福祉の向上に貢献する看護の専門家を育成することを目的とする。

すなわち、「グローバルに考え、ローカルに働き」かつ「ローカルに考え、グローバルに働く」ことができる柔軟な視野を持ち、看護の専門的知識と確かな技術を備えた実践家であり、慈愛に満ちた優しい心と信念を持って、人々に寄り添い、また人々と共に行動する専門職業人として育つ環境を整えることが本学部の使命である。

また、本学部は教育、研究、および実践を通して、実践科学としての看護学の知識・技術の開発・検証を担い、学問体系の確立を目指す。同時に本学部は、地域社会における人々の「生活の質(Quality of life)」の向上を目指し、保健、医療、福祉の分野の統合的な施策を実施することを通して、地域に開かれた大学となることを目指す。

#### 2. 教育目標

(1)人間の尊厳と権利の尊重を基盤に、人間の苦しみや痛み、不安、憤り、喜びに共感でき、高い倫理観に培われた豊かな人間性を養う。

(2)「自立・自律」を最大の価値として、地域の人々がどんな健康状態であっても自己実現を目指して、その人らしく生きることを支援できる力を養う。さらに、人々が自らの健康についてエンパワーメントできるアプローチや方法が考えられ、それらを実践できる力を育成する。

(3)社会のニーズに対応できる最新の専門的知識・技術を身につけ、これらの知識や技術を柔軟に活用して、人々(個人、家族、地域社会)の健康増進、病気の予防、健康回復のための看護実践能力を培う。

(4)人々の健康障害や健康に関わる事象に対して、科学的な根拠に基づく判断や解決方法を見出す力、さらに倫理的判断によって看護実践ができる基礎的能力を養う。

(5)人々を中心とした保健、医療、福祉の統合的、一体的なサービス提供を行うために、看護の専門家としてこれらの領域で働く他の専門職について理解を深め、学際的な力を身に付け、他職種との専門家と協働して人々の健康問題や生活に関わる問題に主体的に取り組む基礎的な力を養う。

(6)国や文化を超えて生じている感染症、さまざまな災害による被害や紛争被害によって起こる人々の生命や健康への脅威、生活の破綻に対して、国際的な視点から看護の支援が考えられ、その問題の解決に向けた行動ができる基礎的な力を養う。また、看護者として世界の国々の看護者の支援と、看護実践、教育、研究について協働できる基礎的な力を養う。

(7)看護者として自らの力を信じて自主的に行動でき、看護の質を向上させるために、看護学を自ら追求し、看護を常に革新 (Innovation) していく基礎的な力を養う。

### 3. 教育課程の編成

本学部(学科)の教育カリキュラムの考え方は、教育理念、教育目標を基調として組み立てられている。人間の豊かさ、科学的な思考と解決力、創造性、柔軟性、広い視野、グローバルコミュニケーション、情報と人をつなぐ力の向上を主とした科目を構成し、さらに、高度で複雑・多様化する健康課題に対する社会のニーズに応じられる看護の専門的知識・技術の習得そして看護実践力を身につけられるように考えられている。教育課程は、「共通教育科目」、「看護専門支持科目」、「看護専門科目」の領域を基盤としている。

## (1) 教育課程の構成

①「共通教育科目」は、建学の精神を養うため、人間や社会、文化、健康に対する知識と技能を習得することを目的とし、主体的な自己を確立し、豊かな人間性の涵養とさまざまな看護の場面に適切に対応できる幅広い思考力・判断力の基礎を養い、多様な視点を得ることを目的とする授業科目を設定した。

また、「共通教育科目」は、「教養」「グローバルコミュニケーション」「情報の理解」の区分のもとに、授業科目を開設する。

②「専門支持科目」は、人間の健康に働きかけるからだと環境に対する基礎科学を学び、人間の健康に働きかける看護実践を理解するために必要な授業科目を設定した。また、「専門支持科目」は、「からだの働き」「疾病・治療」「専門基礎」の区分により、授業科目を開設する。

③専門科目は、看護の専門領域を3つに区分して看護領域を設定し、各看護領域に即して授業科目を開設することとした。

- i. 看護の各領域において共通する基本的な知識や技術及び看護システムを学ぶ分野
- ii. 人間の発達段階に応じた人々の健康増進、疾病予防又は疾病や障害の回復過程に関わる包括的な看護実践の方法論を学ぶ分野
- iii. 人々のさまざまな生活の場である地域における看護実践の方法論を学ぶ分野

この3つの区分に対応し、基礎となる看護領域として、「基礎看護」「看護システム」を、人間の発達段階に応じた看護領域として「こども看護」「母性看護」「成人看護」「高齢者看護」「障害者看護」を、人間のさまざまな生活の場である地域に関連する看護領域として「地域看護」「国際看護」「災害看護」を設定した。

④また、「専門科目」のなかの統合科目は、学生が主体的に看護の学習課題を設定し、さまざまな知識と看護の現象を統合できるように、教育指導を行うことを目的に基礎ゼミ、課題ゼミ、統合実習により構成した。

さらに、助産師受験資格希望者のため、助産学を構成する理論、助産診断と助産技術の概念、助産過程の基本、分娩介助等助産技術、地域における母子保健と助産師の活動、助

産管理、及び助産に関する法規等の助産学の分野を選択科目として設定した。

また、4年次に遺伝、宇宙、家族、移植、人権の看護分野から1科目を特別講義科目として開設し、高度で複雑・多様化する健康課題に対する社会のニーズに応じられる看護の専門的知識・技術の習得、そして看護実践力をつけるよう配慮した。

#### 4. 教員組織の編成の考え方及び特色

看護学部では、看護の専門的知識と技術の習得を目的とした「専門科目」を基礎看護、看護システム、成人看護、高齢者看護、母性看護、こども看護、障害者看護、居宅看護、地域看護、国際看護、災害看護の11分野で構成し、各分野の授業科目数及び単位数に応じて、教授、准教授及び講師を適切に配置している。教員はいずれも担当する分野に関して十分な教育経験、教育研究業績、学位、実務経験を有する者を配置している。特に、専任の教員については、学位や研究業績だけでなく、自身がどのような看護実践経験を積み上げてきたかという

ことや、関心分野についてフィールドを持って継続的な活動をしているといったことも重視している。

看護は人の一生にわたる健康問題を扱うので、前述の11の分野はいずれも密接に関連している。そこで、教員組織は学科目別に必要な専任教員を配置することを基本とするが、近接分野を担当する教員同士の連携や科目間の横断的な講義や演習を実施することで、柔軟で広がりのある教育研究の展開を実現する。「専門科目」の各分野には、原則として専任の教授、准教授、講師をそれぞれ1名ずつ配置し、お互いに協力し、切磋琢磨してその分野の教育研究を進めるようにする。看護の理論・知識と現象を統合する機会として重要な技術演習や実習については、少人数グループによる学習や、一人ひとりの学生にきめ細かな技術指導や助言を適格に行うために、今後も看護実践能力の高い助教もしくは助手を十分な数配置してより効果的な教育が展開できるようにすることとしている。

職位別の年齢構成については、看護の専門領域では教授の平均年齢は約52歳、准教授は47歳、講師は46歳であり、全体として特定の年齢層に偏ることの無いように配置している。また、FD委員会を中心に、教員のキャリア開発を保証し、次世代を担う教員の育成にも力を入れたい。教員には積極的に看護の実践現場に身を置き、教育と実践のつながりを自ら構築することを奨励する。

## 5. 教育方法

### (1) 理論と実践の統合を図る授業科目の編成

「専門科目」においては、理論と実践が統合できるよう学習させるため、講義、技術演習と実習を有機的に連携させた科目編成とした。

特に、「専門科目」の各看護領域の授業展開は、1年次に看護初期実習、2年次に看護基礎実習を実施することで、看護の現場についての関心と理解を深めさせ、共通した基礎的な科目と看護概論、看護倫理等の看護の基礎的知識を植えつけ、2年次前期に看護各領域の

理論を、後期に技術論や技術演習、3年次に実習を展開させ、4年次に統合教育として、学生が自ら設定した看護に関連した課題に主体的に取り組むことで、学生が理論と実践を統合して看護実践が提供できるよう構成した。

## (2) 実習指導体制の強化

大学側看護教員は実習の目的、目標、実習計画を作成し、指導と助言、評価を担当し、施設側実習指導の役割分担を明確化し周知徹底させる。このため、実習施設の看護部長と大学側の学部長、各領域担当教員との間で、年2回は実習協議会を開催し実習計画を調整するほか、大学側実習責任者と実習施設側臨床指導者(看護師長等)との実習開始前における実習の具体的内容等の検討と事後の報告会などを行う。連絡調整の機会を設け意見の交換や学習到達レベルについて共通化を図り、問題解決のための提案や工夫に努め、実習の質の向上に努める体制を構築することとしている。

## (3) セメスター制の導入

教育目標の達成のため、学生が計画的・自主的に履修に取り組めるようセメスター制を導入する。また、セメスター制の導入により学生の海外での研修や学習を応援する。

## (4) 少人数のゼミナールの実施

看護教育の初期に、人と人、文化と社会、環境と人の健康とのかかわりについて理解を深めることで、学生が看護を学んでいくための学習課題を明らかとするため、6～8人程度の少人数のグループに分け、ゼミナール形式で基礎看護領域の教員及び各看護専門教員が担当し、これにより、学生の知識と教育の統合化を図り、科学的根拠に基づいた実践ができるようきめ細やかな指導を行う。また、この基礎ゼミ担当教員が履修指導アドバイザーになって、ゼミの学生の履修や生活指導等に対応することとしている。

## 6. 履修指導方法

### (1) ガイダンスの実施

新入生には、入学時に配布する履修計画、開設授業科目一覧をもとに、どのような科目を、どのように履修するか、授業科目は4年間にどのように開設されているか、成績評価はどのように実施されるか、卒業にはどの科目を履修する必要があるか、看護師・保健師・助産師の資格取得のためにどのような履修が必要か等についてガイダンスを行う。

ガイダンスは、学長・学部長が行うものと、教務担当教職員の行うものの二つが用意される。いずれも、大学における実習は、すべて自分自身の責任で行われることを学生に理解させ自覚させることが目的である。また、履修計画作成に困難や疑問があれば、基礎ゼミ担当教員が履修アドバイザーであることを周知するとともに、またすべての専門教員はオフィスアワーを設け、いつでも相談にのるので遠慮することなく相談するよう伝達することも目的である。

#### ①学部長を中心に行うガイダンス

その主なガイダンスの内容は次の諸点にある。

- i. 大学での修業年限は4年であり、学則は休学期間を除いて2倍までの履修を原則とし、この期間で卒業に必要な履修計画を立案すること。
- ii. 本学の教育課程は、共通教育科目、専門支持科目、専門科目により構成され、卒業のためにはそれぞれの分野に指定された必修科目、選択履修科目の区分があるので、教育課程の構成を理解したうえで履修計画を作成すること。
- iii. 履修計画の作成にあたっては、さらに卒業後の進路と、必要となる資格の取得との関連について、履修モデルを参考に説明し、履修アドバイザーなど教員と相談し履修計画を作成すること。



看護師・保健師・助産師・助産師 履修モデル

区分	1年		2年		3年		4年		適用
	前開 科目名	必修 単位数	前開 科目名	必修 単位数	前開 科目名	必修 単位数	前開 科目名	必修 単位数	
共通教育科目	キリシヤ文学	2							
	アサーティブトレーニング	2							
	憲法	2							
	医療経済学	2							
	統計学基礎	2							
	文化人類学	2							
	健康科学	1							
	英語 I	2							
	英語 II	1							
	英語 III	1							
情報リテラシー	情報リテラシー	1							
	情報処理技術 I (基礎)	1							
	情報処理技術 II (応用)	1							
	形態機能学 I	1							
	形態学 II	1							
	形態学 I	1							
	形態学 II	1							
	形態学 III	1							
	形態学 IV	1							
	形態学 V	1							
専門基礎	公衆衛生学	2	診断治療学 I	2	診断治療学 II	2	診断治療学 III	2	
	臨床心理学	1	感染症学	1	感染症学 II	1	感染症学 III	1	
	安全心理学	1	臨床薬理学	1	臨床薬理学 II	1	臨床薬理学 III	1	
	安全管理論	1	保険医療福祉制度	2	保険医療福祉制度 II	2	保険医療福祉制度 III	2	
	看護学	1	国際保健	1	国際保健 II	1	国際保健 III	1	
	看護学 II	1	看護基礎実習	2	看護基礎実習 II	2	看護基礎実習 III	2	
	看護学 III	1	看護組織論	1	看護組織論 II	1	看護組織論 III	1	
	看護学 IV	1	看護学 I	1	看護学 II	1	看護学 III	1	
	看護学 V	1	看護学 IV	1	看護学 V	1	看護学 VI	1	
	看護学 VI	1	看護学 VII	1	看護学 VIII	1	看護学 IX	1	
基礎看護	看護学	1	看護学 II	1	看護学 III	1	看護学 IV	1	
	看護学 II	1	看護学 III	1	看護学 IV	1	看護学 V	1	
	看護学 III	1	看護学 IV	1	看護学 V	1	看護学 VI	1	
	看護学 IV	1	看護学 V	1	看護学 VI	1	看護学 VII	1	
	看護学 V	1	看護学 VI	1	看護学 VII	1	看護学 VIII	1	
	看護学 VI	1	看護学 VII	1	看護学 VIII	1	看護学 IX	1	
	看護学 VII	1	看護学 VIII	1	看護学 IX	1	看護学 X	1	
	看護学 VIII	1	看護学 IX	1	看護学 X	1	看護学 XI	1	
	看護学 IX	1	看護学 X	1	看護学 XI	1	看護学 XII	1	
	看護学 X	1	看護学 XI	1	看護学 XII	1	看護学 XIII	1	
専門科目	看護学	1	看護学 II	1	看護学 III	1	看護学 IV	1	
	看護学 II	1	看護学 III	1	看護学 IV	1	看護学 V	1	
	看護学 III	1	看護学 IV	1	看護学 V	1	看護学 VI	1	
	看護学 IV	1	看護学 V	1	看護学 VI	1	看護学 VII	1	
	看護学 V	1	看護学 VI	1	看護学 VII	1	看護学 VIII	1	
	看護学 VI	1	看護学 VII	1	看護学 VIII	1	看護学 IX	1	
	看護学 VII	1	看護学 VIII	1	看護学 IX	1	看護学 X	1	
	看護学 VIII	1	看護学 IX	1	看護学 X	1	看護学 XI	1	
	看護学 IX	1	看護学 X	1	看護学 XI	1	看護学 XII	1	
	看護学 X	1	看護学 XI	1	看護学 XII	1	看護学 XIII	1	
卒業研究	卒業研究	15	卒業研究 II	15	卒業研究 III	15	卒業研究 IV	15	
	卒業研究 II	15	卒業研究 III	15	卒業研究 IV	15	卒業研究 V	15	
	卒業研究 III	15	卒業研究 IV	15	卒業研究 V	15	卒業研究 VI	15	
	卒業研究 IV	15	卒業研究 V	15	卒業研究 VI	15	卒業研究 VII	15	
	卒業研究 V	15	卒業研究 VI	15	卒業研究 VII	15	卒業研究 VIII	15	
	卒業研究 VI	15	卒業研究 VII	15	卒業研究 VIII	15	卒業研究 IX	15	
	卒業研究 VII	15	卒業研究 VIII	15	卒業研究 IX	15	卒業研究 X	15	
	卒業研究 VIII	15	卒業研究 IX	15	卒業研究 X	15	卒業研究 XI	15	
	卒業研究 IX	15	卒業研究 X	15	卒業研究 XI	15	卒業研究 XII	15	
	卒業研究 X	15	卒業研究 XI	15	卒業研究 XII	15	卒業研究 XIII	15	
合計	15	15	14	7	24	1	26	1	2
合計	15	15	14	7	24	1	26	1	2

通年 必修17単位  
通年 必修11単位  
通年 必修2単位、選択必修4単位  
選択必修26単位

## ②教務担当教職員によるガイダンス

その主なガイダンスの内容は次の諸点にある。

i. 大学における履修計画の作成及び単位取得は、自分の将来計画を見極め、確実に単位を取得するように作成する。履修上の疑問については、履修アドバイザーや教務担当職員と相談し、不安を残さないこと。

ii. 授業科目の履修は、各学年、前期・後期に区分して予め定められた計画により開設される。また、年度の当初に計画外の科目が開設されることもあるので、掲示、ホームページに注意すること。

これらの科目の履修にあたっては、指定される期間内に履修登録手続きが必要なこと。

iii. 授業科目は、講義、演習、実習の区分があり、それぞれによって授業時間、授業場所が指定されること。

iv. 授業は、定期試験及び追・再試験(必要により実施される)と試験得点通知(成績評価通知)により成立し、単位修得が決定されること。

v. 成績評価は100点満点とし、60点以上をもって合格とし、所定の単位を与える。科目の成績は秀・優・良・可・不可の評語で表し、その区分は次の通りとする。秀(90点以上)、優(80点以上90点未満)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)とすること。60点以下は不可となり、単位が与えられないこと。

試験日程や概要は学年暦により予め決定されるが、詳細はその都度、掲示やホームページにより周知されること。

vi. 教務に関する事務は、コンピューター処理を行うため、コード化されており、履修登録などの諸手続きについては、十分に注意をすること。

## (2) 履修計画の作成の手引きと、履修相談について

① 学生が履修計画を作成できるよう、履修計画、開講科目の一覧と開設状況、科目の内容、資格取得のための手引き、看護師等の履修モデルとそのため履修方法と履修科目、履修の手引きについて、履修便覧を作成し、支援する。

この便覧による学生の履修計画や履修方法について個々の学生の相談に対応するため、ホームページを用意して履修に必要な情報を提供するほか、基礎ゼミ担当教員をアドバイザーと位置づけ、履修指導にあたる。

② 本学は、1 年次に初期の看護教育として、人と人、文化と社会、環境と人の健康のかかわりについて理解を深め看護を学ばせることを目的に、6～8人程度の少人数単位のゼミナール形式の基礎ゼミを必修科目として開講することとしている。

この基礎ゼミの担当教員が履修指導アドバイザーとなり、履修相談、個別学生の生活相談、進路相談に対応させる。

また、この履修指導アドバイザーとなる教員以外の教員は、オフィスアワーを設け、学生の相談等に対応することで、全教員が一体となって学生の教育指導体制を構築していくこととしている。

③ また、学生の4年間履修計画を支援するために、毎年度授業科目についてシラバスを作成し、授業科目の学習目的・目標、教育指導方法などを学生に明示し、毎回の授業に向けた準備や成績評価の基準を明示する。このシラバスは、卒業までの4年間、毎年度発行する。

## 7. 卒業要件等

### (1) 卒業要件

看護学部看護学科における卒業に必要な単位数を 126 単位以上とし、その内容は次の通りとする。

区分	必修	選択必修	合計
共通教育科目	9	13	22
専門支持科目	23	2	25
専門科目	69		69
課題別科目	1		1
統合科目	7		7
卒業研究	2		2
合計	111	15	126

### (2) 取得可能な資格

学科名	取得資格
看護学部看護学科	看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格 助産師国家試験受験資格

## 8. 施設設備等の整備計画

### (1)校地

本学校舎は、兵庫県姫路市大塩町 2042 番地の 2 の位置で、賢明女子学院短期大学の跡地を中心に整備を進めており、校地面積は 41,872.13 m<sup>2</sup>である。

なお、校地は現在仮登記のものであり、正式登記は平成19年2月頃を予定している。

### (2)校舎等施設の整備計画

本学の校舎面積は、看護学部看護学科のために平成18年4月着工予定の看護学部校舎 8,170.00 m<sup>2</sup>のほか、賢明女子学院短期大学校舎から転使用を計画している 7,654.52 m<sup>2</sup>である。

看護学部棟については、本学の教育目標の有効な達成を図るよう設計施工を計画しており、その概要は、1 階には、エントランス広場及びインフォメーションホールを設け、学生同士の交歓や憩いの空間を確保。また5階では研究室をはさんだ空間にコラボレーション・ワークスペースを設け、教員と学生がオープンで交流すると共に関係図書・資料を備えミニゼミ、自習に供する場所を設置する計画である。

### (3)図書等の資料及び図書館の整備計画

本学(看護学部看護学科)の設置に伴い専門図書等の収書については、3年次計画で整備していく計画である。

具体的には、1年次計画(申請年次:平成 18 年度)では、国内関係では図書約 1,760 冊、学術雑誌・データベース合計約 30 種、視聴覚資料約 30 点を整備。外国関係では図書約 220 冊、学術雑誌・データベース合計約 10 種を整備。

2年次計画(開設年度:平成 19 年度)では、国内関係では図書約 1,310 冊、学術雑誌・データベース合計約 30 種(継続分)、視聴覚資料約 15 点を整備。外国関係では図書約 220 冊、学術雑誌・データベース合計約 10 種を整備。

3年次計画(開設2年次:平成20年度)では、国内関係では図書約1,330冊、学術雑誌・データベース合計約30種(継続分)、視聴覚資料約5点を整備。外国関係では図書約160冊、学術雑誌・データベース合計約10種を整備。

以上、3年次の総計では、国内図書約4,400冊、外国図書約600冊。国内学術雑誌・データベース合計約30種、外国学術雑誌・データベース合計約10種。国内視聴覚資料合計約50点を整備する計画である。

また図書館は、現在地上1階(239.42㎡)に書架を配し、閲覧席26席、PC(パソコン)13台(インターネット接続)及び司書室では蔵書検索PC2台が設置されている。図書館は、平成18年度中にリニューアル工事を行い、閲覧席を約50席に増やすよう計画している。

## 9. 入学者選抜の概要

専門知識と多様な学問領域の履修のため、均整の取れた基礎学力とともに学ぶ意欲、表現力や創造性、論理的な思考能力など、個性豊かで多様な能力を持つ学生の受け入れを図るため、一般推薦入試、一般入学試験(A、B)及び特別推薦入試を実施する。

### (1) 出願資格

#### ① 一般推薦入試

出願資格は以下のi.～iv.の条件をすべて満たす者とする。

- i. 2007年3月に高等学校を卒業見込みの者、または2006年3月に高等学校を卒業した者
- ii. 全体の基準値が4.0以上の者、資格(奉仕活動、校内活動、異文化体験、スポーツ活動、文化・芸術活動)による基準を満たす者
- iii. 看護学に深い関心を持ち、本学卒業後、地域保健医療福祉の向上に貢献しようとする者
- iv. 本学を第一志望とし、合格した場合必ず入学する者

②一般入学試験(A、B)の出願資格

出願資格は次の i.～iii.のいずれかを満たす者とする。

- i. 高等学校を卒業した者、及び 2007 年 3 月卒業見込みの者
- ii. 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、及び 2007 年 3 月修了見込みの者
- iii. 学校教育法施行規則第 69 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者、及び 2007 年 3 月 31 日までにこれに該当する者

③特別推薦入試の出願資格

i. 指定校推薦入試

- ア. 学校法人近畿大学が設置する高等学校の卒業見込みの者
- イ. 近大姫路大が特別に指定する高等学校の卒業見込みの者

ii. 社会人入試

社会における実務を経験したことがあり、次の各号のいずれかの条件を満たし、入学時に 23 歳以上の者とする。

- ア. 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- イ. 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- ウ. 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

## 10. 学生確保及び卒業後の進路・就職の見通し

### (1) 学生確保の見通し

18歳人口は平成20年には120万人台まで落ち込むものと推測されているが、一方高等教育機関への進学は、平成4年度の39%を底に、平成20年には60%台前後に推移していくものとされている。

兵庫県の平成16年度の高等学校卒業者は52,951人、平成17年度は51,589人と少しずつ減少してきているが、大学等への進学率は平成16年度51.7%が平成17年54.9%と上昇し、進学者数・大学への志願者数についてみればほぼ横這いの状況にあり、少子化の進行に対し高学歴化の動向はさらに続いていくものと考ええる。

こうした状況の中でも、看護等医療技術分野への近畿地区の進学率は、全国平均を2、3ポイント上回っている。志願状況も、兵庫県下では、平成16年度の看護系大学では平均競争率は3.5倍となっている。

また、看護職員の需給状況は、介護保険制度など医療制度の改革により、厚生労働省が予測した看護職員130万人体制は平成17年度以降さらに大幅に拡大するものと予測されている。

そこで、少子高齢化社会においてより手厚い看護の実現の一端を担うため、「人に愛され、尊敬され、信頼される」看護師の養成を目指し、優秀な教授陣と特色ある教育課程を編成する本学の看護学部は、兵庫県播磨地域を中心に、県内外からの進学希望者も相当数見込まれ、学生定員の確保ができるものと見込んでいる。

## (2) 卒業後の進路・就職の見通し

平成 12 年 12 月の「看護職員の需給に関する報告書」によれば、平成 17 年度の総需要数は約 130 万人程度となり、都道府県別に格差があるとしてもほぼ均衡する見通しであるとしているが、同時にまた予想される少子・高齢化の進展、及び医療技術の進展に伴う看護需要の拡大や患者の高齢化、重症化や医療内容の高度化・複雑化、在院日数の短縮等による看護の必要性の拡大に伴う需要は、需給計画の算定の外にあるとしている。

このことにより、看護師の需要はますます増大するものと考ええる。

さらに、今後看護職の養成は、人々の健康生活のニーズやそれを守る体制等社会的なニーズの変化に対応するとともに、グローバル化した時代における国際的通用性と、各地に頻発する自然災害に即応できる質の高い能力の付与に重点を置くことが求められる。卒後も自己研鑽に努め、常に看護を新しいものへと変革できる能力を持たせる必要から、その養成は高等教育機関に重点が移行していくものと考ええる。

こうしたことから、国際支援看護や災害看護に特色を持たせて教育する本学の看護学部卒業生の就職先は十分に確保できるものと考ええる。

## 11. 実習科目の基本的考え方と概要

### (1) 実習科目の基本的考え方

#### ① 実習科目の基本的考え方

実践の科学である看護を学習するために、実習は学習した知識や技術を応用し、人々の健康回復や健康増進・予防に対する働きかけを通して看護実践能力を培い、その看護実践において自らの看護を検証していく必須な授業科目であると位置づけている。このため、1年次の早い段階から看護初期実習を行い、看護者がどのように看護実践を行っているか、また看護の対象者となる人々を知ることによって、看護に対する学習の動機づけを高めるとともに、看護者としての自覚を養う。2年次の看護基礎実習および看護総合領域実習は、看護の対象となる人のライフサイクルや生活者としての看護の視点から健康を捉え、その健康問題に対して看護が提供されているさまざまな場を体験し、視野をすることで、保健・医療・福祉分野におけ

る看護の課題や役割について理解を深める。3年次において、看護の対象となる人の発達段階や疾病や障害の過程を通して看護過程を展開し、基本的な看護が実践できる能力を養う。4年次に行う統合実習により、これまでの実習を通じて興味、関心、疑問から生じた学習課題を明確にし、理論と実践が統合された看護実践能力を養う。

## ②実習の構成と概要

実習の基本構成は、専門教育科目の科目群である「看護の基盤となるもの」、「健康レベルに応じて生活を援助するもの」、「地域看護に関するもの」において実施することとし、1年次より段階的に学習を積み上げ4年次には実習目標が達成できるように構成している。

### i. 看護の基盤となるもの

「看護の基盤となるもの」においては、「看護初期実習Ⅰ」(1年前期)、「看護基礎実習」(2年前期)及び「看護総合領域実習」(2年後期)の実習を行う。

「看護初期実習」は、看護職が活動する保健・医療・福祉の場を実際に触れる機会と、看護の対象となる人々に出会う機会を持つ。看護職や関連職種の活動を見学体験し、保健・医療・福祉分野への関心と理解を深め、看護を学ぶ上での動機付けと学習意欲の向上を図る。「看護基礎実習」及び「看護総合領域実習」は、対象の理解、触れ合い、看護援助を提供する際の系統的な考え方や情報収集、アセスメントなど基本的な看護過程の展開方法について学ぶ。

特に看護総合領域実習では、臨床看護師を通して、患者の様態に対応した看護を理解させるため、看護の働きかけを体験させ、「看護とはなにか」「人が病を生きるとはどういうことか」を考えさせる。

### ii. 人の発達段階、健康レベルに応じて生活を援助するもの

「健康レベルに応じて生活を援助するもの」においては、「看護の基盤となるもの」での学習をもとに、さまざまな健康レベルやあらゆる発達段階にある対象の看護について患者の特性を踏まえた看護をこども、治療、生活管理、母性、高齢者、障害者、居宅の区分により、看護過程の展開方法を段階的・統合的に学び、看護の役割・機能の理解をすすめる。

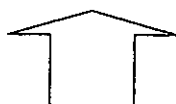
iii. 地域・災害教育に関するもの

地域の特性を踏まえ、そこに生活する人々の健康に対するニーズに応じた保健活動を実際に理解させ、健康についての知識の習得や態度を形成させるため「地域看護実習」を実施し、保健・医療・福祉の連携、地域保健活動の基礎的な能力について学ぶ。

## 実習の構成と段階

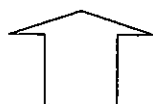
- \* 統合実習（4年次前期）
- \* 助産学実習（選択実習科目として4年次前期から後期にかける）
- \* 地域看護実習

看護の統合・専門選択領域としての実習



- \* 居宅看護実習（3年次）
- \* 身体・知的障害者看護実習（3年次）
- \* 精神障害者看護実習（3年次）
- \* こども看護実習（3年次）
- \* 母性看護実習（3年次）
- \* 高齢者看護実習（3年次）
- \* 疾病管理看護実習（3年次）
- \* 急性期看護実習（3年次）

発達段階・疾病や障害の過程に関わる看護実践を学習する



- \* 看護総合領域実習（2年次後期）
- \* 看護基礎実習（2年次前期）
- \* 看護初期実習（1年次前期）

看護の基盤となるもの

## (2) 実習施設の確保と施設一覧

社会や人々のニーズの変化に伴って、看護を必要とする人々は、医療施設にとどまらず、居宅や地域にも拡大している。そこで実習施設は、医療機関(大規模病院から中・小規模病院)のほか、訪問看護ステーション、保育所、児童・乳児養護施設、障害者施設、介護老人保健施設等、それぞれの専門性、特殊性を生かした多様な保健・医療・福祉施設を活用して、さまざまな対象とさまざまな場に応じた看護を学ぶことができるように十分な施設数を確保している。

地域看護実習は、大学が位置する管内すべての保健所・保健福祉サービスセンターでの実習が確保されており、地域住民の健康問題を地域の特性や生活背景、日々の暮らしを通して理解し、地域のニーズにそった看護活動の展開ができるように配慮している。

実習をさせていただく各施設とは、実習計画等について協議し、実習生の受け入れについて承諾を得ている。

### 実習施設の確保状況

実習施設	確保数(うち実習使用施設)
医療機関	
一般病院	14 病院(6 病院)
精神病院	2 病院(1 病院)
訪問看護ステーション	9 施設(9 施設)
障害者施設	
知的障害者施設	10 施設(4 施設)
精神障害者施設	1 施設(0 施設)
身体障害者施設	4 施設(2 施設)
児童・乳児養護施設	2 施設(1 施設)
保育所	12 施設(9 施設)
介護老人保健施設	
介護老人保健施設	8 施設(4 施設)
特別養護老人ホーム	4 施設(2 施設)
保健所・保健福祉サービスセンター	10 施設(10 施設)

### (3)各科目の看護実習内容

#### ①看護初期実習

学生が病棟で療養している対象の生活環境、医療、看護の場を見学体験し、療養段階にある対象を理解する。

実習は、1年次の前期に100人を2グループに分け、5人ずつ10病棟で1週間ずつ実施する。

#### ②看護基礎実習

学生が健康障害により日常生活が損なわれている人を理解し、日常生活援助を実施する。

実習は、2年次前期に6～7人ずつ15病棟に分かれ実施する。

#### ③看護総合領域実習

学生が対象の健康段階に応じて看護が提供されているさまざまな場の体験を通し、看護援助過程を学ぶ。

実習は、2年次後期に100人を50人の②グループに分け、更に2単位の実習のうち1単位45時間を4～5人ずつ9病棟に、1単位45時間を2～5人ずつ17施設に分かれ実施する。

#### ④急性期看護実習

健康に障害を持ち入院している成人の看護を通して、危機状態にある患者の病態および特徴を理解し、患者と家族に対する援助方法について学ぶことを目的とする。

実習は、3年次に4～5人ずつ分かれ実習を行い、3週間の実習期間中で救急外来、ICUの実習を行う。

#### ⑤疾病管理看護実習

生涯にわたり疾病のコントロールを必要とする対象を受け持ち、その人の状況に応じた生活に即した看護援助ができる基礎的実践能力を養う。

実習は、3年次に4～5人ずつ分かれ実施する。

#### ⑥高齢者看護実習

健康障害を持って入院し退院を控えている高齢者を受け持ち、現在必要とされている看護援助を実践する能力を養う。更に退院後に主として関わる機関、施設のスタッフとのかかわりを通して退院後の生活基盤を整える援助方法について実習する。

実習は、3年次に8～9人ずつ分かれ、介護療養型病床と介護老人保健施設等で実施する。

#### ⑦母性看護実習

妊産褥婦ならびに新生児を受け持ち、対象やその家族の抱えている課題や問題解決に向けて必要な看護援助方法について実習する。

実習は、3年次に5～6人ずつ分かれ実習し、実習期間中にNICUまたはGCUにおいて実施する。

#### ⑧こども看護実習

発達段階にあるこどもとその家族への援助を通して、発達するこどもと家族のニーズならびに健康生活を理解し、発達段階・健康段階に応じた看護援助方法を学ぶ。

実習は、3年次に5～6人ずつ分かれ実習する。実習期間中に2～3人ずつの班に分かれ保育所実習を実施する。

#### ⑨身体・知的障害者看護実習

心身の機能、構造に何らかの障害を有し、日々の生活や社会生活に支障をきたしている人を受け持ち、急性期から慢性維持期にいたる看護援助方法を学ぶ。

実習は、3年次に4～5人ずつ分かれ知的障害者施設、身体障害者施設において実施する。

#### ⑩精神障害者看護実習

精神疾患を持つ人を受け持ち、対象のセルフケアに焦点を当てそのレベルをアセスメントし計画立案を行いながら看護援助方法を学ぶ。

実習は、3年次に8～9人ずつ分かれ、精神科病棟と精神療養型病棟に分かれ実施する。

#### ⑪居宅看護実習

さまざまな生活の場で療養している人を受け持ち、看護の役割・機能を理解するとともに療養者や障害者および家族に対しての援助方法について学ぶ。

実習は、3年次で4～6人ずつ分かれ訪問看護ステーション、保健所等で実施する。

#### ⑫地域看護実習

地域全体の健康レベルの把握・分析・評価のプロセスについてフィールドワークを通して学習する。そこで生活している人々と直接ふれあい、多様な健康レベルにある個人や家族、特定集団・地域における看護活動の基礎的知識・技術を理解し、地域保健活動の基礎的能力を習得する。

実習は、4年次前期に100人を2グループに分け、3週間ずつ5人10グループに分かれ保健所等において実施する。

#### ⑬助産学実習

正常な経過をたどる妊産褥婦および新生児に対して、助産過程を展開しながら対象に適した援助技術を学ぶ。また、正常分娩を介助するほか、家庭訪問の実施を通して、助産の専門家としての基本を学ぶ。

実習は、4年次に5人ずつ3グループに分かれ、産科病棟・産科外来、NICU等において実施する。

#### ⑭統合実習

看護学習の集大成として、これまでの学習や実習体験の中での興味、関心、疑問を通し学習課題を明確にし、対象となる人および看護を幅広い視点から捉え、理解することで看護の理論と根拠に基づいた看護実践能力を養う。

実習は、4年次前期に学生の学習課題に応じて全看護専門領域の中から学生自ら選択し実施する。

### (4)実習の指導体制について

実習にあつては、看護の対象者の立場に立った看護実践を最優先する。そのために、大学側の実習指導体制と実習施設側との役割分担、密接な連携体制はその要であると位置づけている。

#### ①大学側の実習指導体制

実習の目的を達成し、実習の水準を確保するために、その実施に当たっては、責任体制の明確化を図り、その効果を確保するため専任の准教授を配置する。実習にあつては、実習目標・方法について実習担当教員によるガイダンスを実施し、実習にたいする了以点、心構えなど十分な事前学習を行った上で臨むこととする。

実習科目ごとに、実習担当責任者として教授を配置し、実習指導は、教授、准教授、講師、助教、助手によって行う。助手が指導する実習は、講師以上の看護教員が責任をもって指導にあたる。各実習担当教員は必要に応じ或いは随時、また、実習終了後速やかに実習成果や課題について教授に報告し、必要な場合は教授を中心に、実習担当者による検討会を計画する。

実習指導形態は、実習内容や実習場所によって、引率指導と巡回指導の方法をとる場合がある。主として、引率指導は、各病棟に学生を6名～7名配属し、実習グループ毎に看護教員と施設側指導者が協力して指導にあたる。巡回指導は、こども看護実習の保育所実習や居宅看護実習や地域看護実習の保健所、健康福祉センター実習等が該当し、1名の看護教員を1～2施設に配置し指導にあたる。

#### ②大学側看護教員と施設側実習指導者の役割分担

大学側看護教員は、実習の目的、目標、実習計画の明確化と実習部署への周知徹底、学生の看護過程、看護実践における疑問に対する助言と指導、実習指導評価について主に担当し、施設側実習指導者は、実習目的、目標、実習計画に基づく教育的実習環境の調整と、特に患者と直接関わる各看護過程場面、看護実践について助言指導を主として担当する。

#### ③施設側実習指導力に関わる調整

各実習の実習グループ毎に、上記の専任教員または助手を配置するが、病院などの医療機関のほか、保健所・保健福祉サービスセンター、訪問看護ステーション、福祉施設、保育所などの実習施設においても、経験年数5年以上の従事者または実習指導者研修等の受講者を中心として実習指導者を確保し、実習グループごとの隔たりがないように調整する。

#### ④実習協議会の開催

実習施設側と大学側と実習のねらいや年間計画調整、実習に関わる組織的な解決にむけての調整を目的に、各実習施設の看護部長と大学の看護学部長、各専門領域の教授又は、准教授、実習委員会委員長で構成された実習協議会を年に2回開催し、管理的側面から実習の調整を行う。実習に関わる具体的な調整については各領域の教員によって下記の実習指導者会議で実施する。

#### ⑤実習指導者会議の開催

実習指導者会議は、実習開始前に、各実習施設の各部署責任者(看護師長・看護主任)と臨床指導者そして、大学教員によって構成され、実習の目的、目標、具体的な実習内容

や指導方法、評価についての十分な検討を行う。また、学生の看護演習を含む学習到達レベル(専門的な知識、技術)の共有化をはかり、実習指導者と大学教員が連携して学生が実習を通して主体的に学び検討できる場を設ける。また、各実習終了後には、実習報告会として、教育・研究的な視点から各学生の学習到達状況や実習中の問題点や指導方法についての意見交換を行い、問題解決のための提案や工夫について深め、実習の質を高めていくこととする。

#### ⑥臨地での看護実践力の強化のための、実習施設側指導者と看護教員による研修会の開催

実習施設における教育水準の確保と教育方法の改善・充実のために、すべての実習施設の強力を得て、指導者の看護指導力向上にむけて、学部で選出された構成メンバーによる Faculty Development (FD) 委員会と合同して看護研究会を設ける。看護研究会は、病院、訪問看護ステーション、保健所、障害者施設、介護老人保健施設の部会を設け、テーマの設定や年間活動計画をつくり、毎月1回程度、実習施設指導者と相互に研修研鑽を深める。

本学では、各看護教員は、自己の専門領域に対する看護実践力の養成と開発そして看護を革新していくために実習施設等のフィールドで研修することを求め、その具体的な計画をFD委員会に提出するシステムをとり、教員はこの研究会への積極的な参加を要請している。

#### (5)実習における倫理的配慮について

実習にあたって学生は、次の倫理的配慮に基づき対象者への看護を行う。その原則として、

- ①看護の対象者の立場に立ち人権や個人のプライバシー、看護実践のために知りえた対象者の情報を守り、また、対象者のニーズや関心、治療や看護についての選択ができるように援助することができる。
- ②看護実践の原則や道徳的規範に沿って看護を提供し、看護内容の選択や行為について看護者自らの責任と責務としてそれらについて説明と根拠を示すことができる。
- ③対象者の健康回復に向かって、質の高い看護を提供するために、看護者間を始め、他の医療者の役割と責任を理解した上で協同して取り組むことができる。

④人々の健康、福祉の保護や、人間の尊厳を守り、看護の対象者の体験に関心をよせて援助ことができる。

#### (6) 実習評価について

単位の認定は、科目ごとに単位認定教員(教授、准教授、講師、助教)によって行う。評価内容は、出席状況、実習内容、実習指導者の評価、実習記録、実習態度、自己評価、面接によって総合的な方法によって行う。成績の評価基準は、成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とし、所定の単位を与える。合格した科目の成績は、秀、優、良及び可の評語で表し、その区分は次の通りとする。秀(90点以上)、優(80点以上 90点未満)、良(70点以上 80点未満)、可(60点以上、70点未満)とする。

#### (7) 事故対策と事故発生時の対応について

実習中に学生が人身事故や物品破損事故を起こした場合の処理及び報告手続きは原則として以下のように行う。ここでさす事故とは

- ①自己の看護対象者の身体に関わる事故として転倒、転落、損傷、誤薬等
- ②学生の身体に関わる事故として注射針刺、伝染性疾患の感染、切り傷、通学途上の事故等
- ③物品の破損や紛失に関わる事として、看護対象者の私物の破損、紛失、実習場所での薬品や医療器具・看護物品、事務用品等の破損、紛失等

である。

①実習場における処理及び報告手続きは、まず学生は、事故発生時直ちに指導者(担当教員及び、臨床指導者)に連絡・報告するとともに、指導者の指示に基づいて対処する。

指導者は、被害者(破損物)の応急処置を終了したところで、事故の発生状況と最善の処置・対応方法について学生・指導者・実習場の責任者(看護管理者)・主治医との間で話し合いの場を持つこととする。

②大学における処理及び報告手続きは、まず、担当教員は事故発生後速やかに、上記の内容を実習科目認定者に報告する。また、実習科目認定者は、看護学部長、実習担当委員長、管理事務者に報告する。

学生は、“実習事故報告書”を作成し、担当教員が実習委員長に提出する。  
実習委員会は、事故の事実を通して今後の事故防止対策を検討し、学生に対して必要な教育指導を行っていくこととする。

③実習及び実習施設への移動において、事故が起きないように万全の対策をとることとするが、万が一の場合に対応できるよう、学生は傷害保険、賠償責任保険に加入する。

#### (8) 災害・異常気象、交通機関の運休の対応について

火災や災害などが発生した場合には、実習場の指導者又は、責任者、実習教員に自分の所在を明らかにし、指導者の指示に従う。

異常気象についての対応は、実習実施地域に気象警報が発令されている場合は、原則として、実習担当教員は、実習担当委員長に連絡し、次の基準に従って、休講及び自宅待機を行う。

交通機関途絶への対応として、JR 及び山陽電車、神姫バスが同時に運行されない場合も原則として、実習担当教員は、実習担当委員長に報告し、上記の時間に準じて休講及び自宅待機とする。

気象警報時刻及び交通途絶の場合は、午前 7 時現在継続している場合、午前休講、午前 11 時現在継続している場合、午後休講の実習扱いとする。

## 12. 自己点検・評価

### (1) 基本方針

大学は、当該大学の目標を明確にし、その目標を達成するために教育研究等の活動を行うとともに、教育研究等の活動状況や目標の達成状況を把握、評価し、その結果、目標と現状との間に乖離があれば、教育研究等の活動の改善を行う必要がある。

自己点検・評価を定期的・継続的に行い、その結果を有効に活用することにより、教育研究等の内容を継続的に改善し、高度化することを目指す。

自己点検・評価を行い、その内容を公表することにより、教育研究などに係る活動の状況を明らかにし、大学の存在理由・存在意義を認められるように説明責任を果たすことを目指す。

## (2)実施体制・実施方法

自己点検・評価を行う組織として、認可後、近大姫路大学自己評価委員会規程による自己評価委員会を設置する。自己評価は自己評価委員会規程により評価基準を作成の上実施するが、第1回目の自己評価は、開設後2年目の早い時期に実施することとし、第1回目の評価項目は、次の項目とする。第2回目の項目は第1回目の評価結果をみて委員会で検討し、提案する。

### <第1回目に実施する評価項目と、各項目の細分類項目>

#### 大分類項目

- i. 大学の理念・目的
- ii. 教育研究組織
- iii. 教員及び教育支援者(事務局職員、ティーチングアシスタント等)
- iv. 教育内容及び方法
- v. 研究活動
- vi. 学生の受け入れ、学生支援
- vii. 地域貢献
- viii. 施設・設備
- ix. 管理運営、財務
- x. 自己点検・評価体制

### (3) 評価報告書の理事長、学長への報告と措置

自己点検は、評価委員会が定める基準により評価し、その評価結果にもとづき、評価報告書を作成し、学部長より学長に報告する。学長は、評価報告書を理事長に提出するとともに、教授会、大学協議会に諮り、改善計画案を作成し、理事長に提案する。

理事長は、評価報告書及び学長から提案のあった改善計画案を理事会に諮り、必要な措置を行うこととする。

### (4) 評価結果の公表

理事長は自己評価報告書を関係諸機関に送付し、公表する。また大学図書館で閲覧に供するとともに、大学のホームページなどにより周知に努めることとする。

## 13. 情報の提供

近年、大学の教育研究活動等に関する情報についての社会的な関心が高まっており、大学の教育研究活動等に関する情報を社会に対して提供することは、社会的な責務であるといえる。そこで、大学開設後、大学のホームページを作成し、以下に掲げる情報等を積極的に公開することとしている。

1. 大学の設置の趣旨及び特色並びに学部ごとの教育研究上の目的及び特色
2. 教育課程の内容及び開設科目のシラバス、公開講座等教育内容・方法
3. 教員組織、施設・設備等の教育環境及び研究活動
4. 入学者選抜に関する情報
5. 自己点検・評価の結果
6. 学則その他の規則等

## 14. 教員の資質の向上について

### (1) 基本的な考え方

看護学は、国民の健康と福祉の向上に責任を持ち、人々の健康、生活の課題を科学的に解明することを追究する。

このため、その教育に携わる教員は、その水準の維持と向上、普遍性の確保について、絶えず自己研鑽につとめ、質の高い教育を提供することが必要である。

そこで大学としては、教員の資質の向上と、授業内容・方法のたえざる改善をすすめるために、専任教員による「ファカルティ・ディベロップメント委員会 (FD 委員会)」を設置して対応することとしている。

### (2) FD 委員会を中心とする具体的対応

①大学開設後、本学の建学の理念や学部設置目的、教育目標について、各教職員が共通認識を持つことができるように、研修を行う。

- i. 近畿大学弘徳学園の建学の理念について
- ii. 大学・学部の設置の理念・目的、教育目標について
- iii. 各授業科目と教育課程の編成について
- iv. 大学を中心とする高等教育制度の基本的な枠組について
- v. 実習体制の現状とその充実について

②授業内容の質の向上と充実を図るため、シラバスについて、FD 委員会において記載項目、授業の実施方法等シラバスの内容について一定のルールを定め、教員に周知し、徹底する一方、新規採用者や特に委員会が必要とした教員については、シラバスの作成等について指導する。

③また、大学を開設後、FD 委員会は点検・評価委員会と合同して、教育方法と教育内容の改善のため、開学2年目に、自己評価の実施に合わせて学生による授業評価を実施する。

④学生による授業評価の結果や、教育内容・方法の改善をすすめるため、教員相互の授業参観を行う。

⑤実習の円滑な運営を図るために、全実習施設と大学との間に連絡会を設ける。

また、実習教育の改善充実のため、FD 委員会に全実習施設と本学専任教員とによる研修会を設置する。研修会は病院、訪問看護ステーションなどの実習施設の種別ごとに部会を設け、テーマや年間活動計画を作成し、毎月1回程度開催する。

⑥このほか、FD 委員は定期的に授業科目の改善・発展の方策として教員相互が意見や情報の交換を行う機会を設置するほか、FD にかかる他大学等の資料の収集にあたる。

### (3) 看護専門教員の看護実践力強化について

①看護学は、国民の健康と福祉の向上に責任を持ち、人々の健康、生活の課題を科学的に解明することを追求する。このため看護教育は、看護の専門知識と、確かな技術を備えた専門家によることがきわめて重要である。

一面実践科学である看護学は、新たな技術の開発と検証を通じて、学問として体系付けられるものであるため、教員は常に実践力の強化等キャリア開発に努める必要がある。

本学では、看護専門教員は週 1 回キャリア開発のため、実習病院・施設等で実践力の強化にあたることを義務付け、年間のキャリア開発計画及び実施報告を FD 委員会に提出させることとしている。

②FD 委員会は、キャリア開発及びその実施結果報告を受け、教授会に報告するほか、計画及び実施報告の提出されない教員について実施を勧告することとする。